

# GEインテグリティ・ガイドは、 サプライヤー、請負業者、 コンサルタントのほか

コンソーシアム・パートナーにも適用されます



## GEからのメッセージ

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー（「GE」）は、揺るぎないインテグリティと高い水準の業務行為をもってあらゆることに取り組むことを方針としており、特に GE のサプライヤー、請負業者、コンソーシアム・パートナーおよびコンサルタント（総称して「サプライヤー」）との取引においてもそれを実践しています。GEでは、合法性、効率性および公正な商慣習に基づいてサプライヤーとの関係を築いています。GEのサプライヤーは、GEのために行う業務に関連して、この「サプライヤー、請負業者およびコンサルタント向けGEインテグリティ・ガイド」（「本ガイド」）に定められ、その取引関係に適用される法規制上の義務に従わなければなりません。

サプライヤーは、その従業員、労働者、代表者、サプライヤー、下請け業者が、本ガイドおよびGEとのその他の契約上の義務に規定される行動基準を、確実に遵守する責任を負います。本ガイド、またはすべてのGEサプライヤーが満たすべき業務基準についてご質問がある場合は、お取引先のGEマネージャーまたはGEコンプライアンス・リソースにお問い合わせください。

## GEサプライヤーの責任

GEのサプライヤーとして、あなたは以下に同意することとします。

**お互いを尊重し合う職場作り：**(i) 賃金、労働時間、時間外労働、採用、雇用契約に関して適用される法令を遵守する。(ii) 労働者が、現地の法律または規則の定めるところにより、団体交渉のために自ら選択した団体を組織すること、またはそれに加入することを自由に選択できるようにする。(iii) 差別<sup>1</sup>、ハラスメント、報復を禁止する。(iv) すべての労働者を公平に、敬意を持って扱う。

**安全で衛生的な職場環境（EHS）：**(i) EHS関連の適用法令およびGEが環境衛生・安全法令（EHS）に関して請負業者に要求する事項を遵守する。(ii) 従業員に安全で健康な職場を提供する。(iii) 地域社会に悪影響を及ぼさない。住居を提供または手配する場合、滞在国の安全基準を満たすものでなければならない。

**強制労働：**GEの事業運営や活動において、以下を含む、従業員および他者の人権を尊重すること。(i) 囚人労働や契約労働を含む強制労働の使用を禁止し、労働者がいかなる形態の身体的、性的、心理的強制、搾取、暴力、強要、非人道的扱い、または他の形態の人身売買の対象にもならないようにすること。(ii) 労働者の身分証明書または移住書類が保留または破棄されないことを保証すること。(iii) 労働者が合理的な通知により、いかなる理由でも退職できるようにすること。(iv) あらゆる種類の人材紹介手数料が、労働者の給与から差し引かれないことや、労働者に請求されないことを保証すること。(v) 詐欺的または誤解を招くような採用活動を禁止すること。(vi) 雇用終了時に、労働者が帰国に必要な交通費の払い戻しを保証すること（国外から採用された労働者の場合）。(vii) 労働者が理解できる言語で雇用条件を提供すること。

<sup>1</sup>GEは、人種、肌の色、宗教、出身国や民族、祖先、性別（妊娠の有無などを含みます）、ジェンダー（性同一性および性別表現）、性的指向、婚姻状態、遺伝情報、年齢、障がい、軍人ならびに退役軍人としての地位、または法令で保護されるその他の特性に基づく差別を禁じています。

# GEインテグリティ・ガイドは、 サプライヤー、請負業者、 コンサルタントのほか

コンソーシアム・パートナーにも適用されます



**児童労働および若年労働者:** (i) 16歳未満（それ以上の場合は現地の法定年齢）の労働者の雇用を禁止する。(ii) 18歳未満（それ以上の場合は現地の法定年齢）の労働者を危険有害業務に従事させることを禁止する。

**政府との取引、GE社員および代表者との不適切な支払や取引:** (i) 贈収賄の禁止を含む、合法的な商慣行の遵守を要求する方針、および (ii) GEの調達、取引、または商取引に関連して、あらゆるGEの従業員、GEの代表者、GEの顧客、または政府の役人に、現金、贈り物、接待、雇用の申し出、またはその他の種類の利益を含むがこれに限定されない、賄賂または報酬となる価値のある物を直接または間接的に申し出ることや提供することの禁止を維持および施行すること、ならびに (iii) 要求された場合にGEに裏付けとなるデータを提供することに同意すること。

**競争法:** 提案されている、進行中、または現在のGEの調達に関して、価格、費用またはその他の競合情報を共有または交換しないこと、または第三者と談合行為を行わないこと。

**知的財産:** すべての特許、商標、著作権、企業秘密を含む、GE及び第三者の知的財産及びその他の財産を尊重すること。

**セキュリティおよびプライバシー:** (i) GEの個人情報の収集、取り扱い、保護にあたっては、責任を持って法令等に従い、個人のプライバシー権を尊重する。(ii) GEの機密情報の不正または違法な破壊、変更、修正または偶発的な損失を防ぐために<sup>2</sup>、GEの基準を満たし、GEの機密情報の安全性と機密性を確保するように設計された、適切な物理的、管理的、および技術的制御を導入および維持すること。(iii) 犯罪者やテロ組織による搾取から、サプライヤーの事業および施設を保護する。

**貿易管理および関税事項:** GEの技術情報をGEの書面による明示的な許可なしに第三者に譲渡しないこと。また、商品、サービス、ソフトウェア、技術または技術データの輸入、輸出、再輸出または譲渡において、無許可の個人または団体によるアクセスまたは使用のあらゆる制限を含め、適用されるすべての貿易管理に関する法令および規制を遵守すること。

**コントローラシップおよび税法:** GEが関与する取引に関連してGEまたは政府当局に提出される、あるいは第三者が監査するすべての請求書および関税または同様の書類が、提供または引渡された商品およびサービス、ならびにその価格を正確に記述するよう保証すること、すべての文書、通信、会計が正確かつ誠実であると保証すること、および脱税または脱税の助長と見なされる可能性のある行為を行わない、またはそれに参加しないことを徹底すること。

**責任ある鉱物調達:** (i) タンタル、錫、タングステン、金、その他の希土類鉱物を、コンゴ民主共和国または紛争地域および高リスク地域の武装勢力に直接的または間接的に資金提供をしない供給源から調達するための方針を採用し、体制を構築する。(ii) タンタル、錫、タングステン、金、またはその他の要求された希土類鉱物のサプライチェーンに関する裏付けとなるデータを、GEが指定するプラットフォーム上で、要求された時にGEに提供する。

<sup>2</sup>GE 機密情報とは、GE が作成または収集した情報のうち、不適切に開示または使用された場合に GE に損害を与える危険性のある情報であり、GE の極秘情報および個人情報を含みますが、これらに限定されるものではありません。

# GEインテグリティ・ガイドは、 サプライヤー、請負業者、 コンサルタントのほか

コンソーシアム・パートナーにも適用されます



**利益相反:** あらゆる利益相反、または利益相反の可能性があると見られる状況を回避する。関連する利害相反は、通常、個人的な利害が、サプライヤーが公平に業務/サービスを遂行する能力を妨げる、または妨げられると思われる場合に発生します。サプライヤーは、実際に利害相反が生じた場合、またはその可能性がある場合に、GEに通知することが要求されます。これには、サプライヤーまたはその従業員の個人的な利益およびGEの利益との間に、潜在的または明白な相反がある状況も含まれます。

## 助けを求める - 質問をまたは懸念を提起する方法

現地の法律およびかかる報告に適用される法的制限に従って、各GEサプライヤーは、GEに影響を及ぼす本ガイドに関連する懸念が発生した場合、サプライヤーが関与しているか否かにかかわらず、サプライヤーがかかる事例を知った時点で速やかにGEに報告することが要求されます。また、GEサプライヤーは、GEとサプライヤーが関与するいかなる事象の調査においても、GEが合理的な理由で支援を求めるときは、それに応じ措置を講じる必要があるものとします。サプライヤーの業務がアメリカ合衆国政府との契約に関連している場合、サプライヤーは、この「サプライヤー向けインテグリティ・ガイド」に適合しないと思われる点についてGEに通知する必要があります。

**速やかな報告が重要** - GEサプライヤーは、以下の要領で質問または懸念を提起することができます。

- GE マネージャーにご相談いただくか、
- GE インテグリティ・ヘルプライン: **+1 800-227-5003** あるいは **+1 617-443-3077** へのお電話、または
- [ombudsperson@corporate.ge.com](mailto:ombudsperson@corporate.ge.com) あるいは
- あらゆるコンプライアンス・リソース（GE 法律顧問または監査員など）へのお問い合わせ。

メモ: サプライヤーは、違反が生じたことを確信している必要はなく、どちらかと言えば、法令またはポリシーの違反など、誠実な信念に照らし何か不適切な事象が生じていると感じる場合には懸念を提起する必要があります。GEは、提起されたすべてのインテグリティに関する懸念を十分に調査し、適切な場合に必要な是正措置を講じます。

GEは、懸念を提起するいかなる者に対しても**報復を禁じます**。